

水道管(鑄鉄管)の点検・調査について

お問い合わせ 水道課 維持・補修グループ ☎783-1603

令和7年4月に京都市で発生した水道管の漏水により、道路が冠水して、交通規制や住居の浸水被害等が生じました。

漏水した水道管は布設から60年以上が経過した鑄鉄管※であったことから、同年5月に国土交通省より各水道事業者等に対し、緊急輸送道路下に埋設されている鑄鉄管（ダクタイト鑄鉄管を除く）について、道路上からの目視による巡視、弁室の点検を行うよう要請がありました。

この要請に基づき、上下水道局が管理する水道管（約527km）のうち鑄鉄管（0.61km）を対象に、5月中に目視などによる緊急点検を行いました。今回の点検では、漏水などの異常は見られませんでした。今後も日頃から点検を行うなど適正な維持管理に努めてまいります。

※鑄鉄管とは、昭和40年代初期ごろまで使用されていた水道管です。現在、使用しているダクタイト鑄鉄管と比べて強度、耐食性などが劣ります。



▲緊急点検（消火栓内の漏水確認）の様子

下水道管の点検・調査について

お問い合わせ 下水道課 工務グループ ☎784-8074

令和7年1月に発生した埼玉県八潮市の道路陥没事故を受け、2月に国土交通省から都道府県に対して、下水道管の緊急点検を実施するように要請がありました。

市町村は、この要請の対象外でしたが、上下水道局では自主的に市が管理する口径1m以上の比較的大きな污水管（延長約9.1km）を対象とし、マンホール内から目視できる範囲の緊急点検を実施しました。点検作業は完了しており、特に異状はありませんでした。

また3月には、国土交通省から全国の下水道事業者に対して、全国特別調査の実施要請がありました。この調査は、口径2m以上の污水管および雨水管を対象とし、調査員により下水道管内の状態を直接確認するものです。現在この要請を受け、対象となる下水道管（延長約7.6km）の調査を実施しているところです。調査により、異状が確認された場合には、速やかに適切な対策を実施します。



▲緊急点検（マンホール目視点検）の様子



▲緊急点検（污水管内目視点検）の様子

下水道に流してはいけないもの



お問い合わせ 下水道課 施設管理グループ ☎784-8072

下水道は河川や生活環境を守るために大切なものです。次のようなものは、下水道へ流さないで下さい。

●ペンキ・めっき液

生き物に対して有害な金属や化学物質が含まれており、下水処理場の生物処理機能を低下させます。

●ガソリンや灯油などの揮発性の高い危険物

悪臭を発生させ、下水道管内で爆発を引き起こす可能性があります。

●サラダ油やラードなどの食用油

下水道管内で冷えて固まり、つまりを発生させます。悪臭の発生や汚水が溢れる原因になります。

●水に溶けないもの（タオルやティッシュ、紙おむつなど）

下水道管やポンプを詰まらせます。汚水が溢れる原因になるため、トイレトペーパー以外は流さないで下さい。



▲ペンキが流された水路



▲油脂により閉塞した下水道管

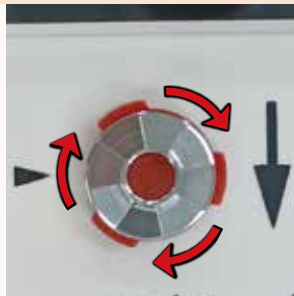
一般廃棄物に当てはまらないものは、産業廃棄物として適切に処分をお願いします。

水道メーターを見てみよう!!

お問い合わせ

給排水課 営業グループ ☎783-1654

ご自宅の中の漏水をご自身で確認できるのをご存じですか？
水道メーターには水を使用したときに回るパイロットがあります。
ご自宅の蛇口を全て閉めてパイロットを確認してみてください。
回ってなければ漏水はありません。
もし回っていれば、漏水の可能性がありますので、局ホームページ記載の指定給水装置工事事業者へ点検・修理の依頼をしましょう。



漏水を発見したのですが・・・

お問い合わせ

水道課 維持・補修グループ ☎783-1603

水道メーターよりも自宅側

給水装置の所有者や使用者の皆さまから伊丹市上下水道局の指定給水装置工事事業者へ修理を依頼してください。なお、修理費用は自己負担となります。

【事業者修理依頼時の注意点】

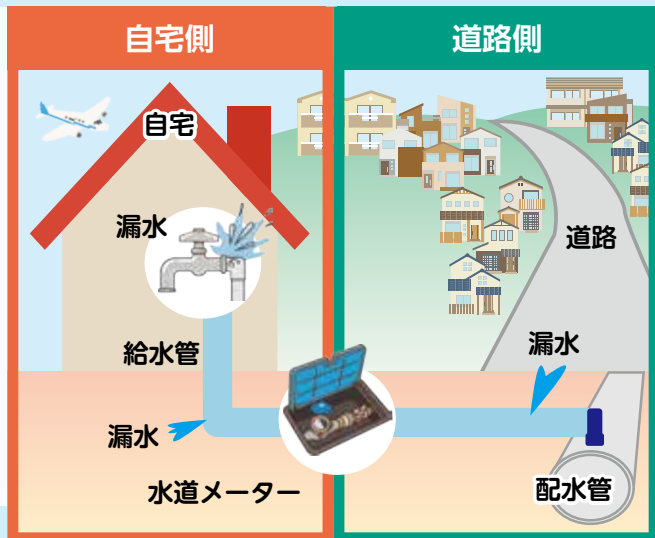
- 伊丹市上下水道局の指定給水装置工事事業者か確認する。
- なるべく複数の事業者から見積もりをとる。
- 修理の内容や費用を確認する。

水道メーターよりも道路側

上下水道局で修理を行っております。
上記の連絡先までお問い合わせください。

漏水箇所が不明な場合、上下水道局で無料の漏水調査を実施しています。調査をご希望の方は上記の連絡先までお問い合わせください。

伊丹市上下水道局の指定給水装置工事事業者一覧表は局ホームページをご覧ください。→



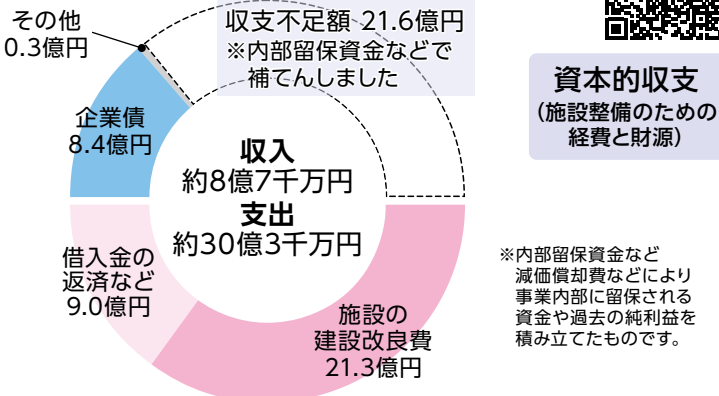
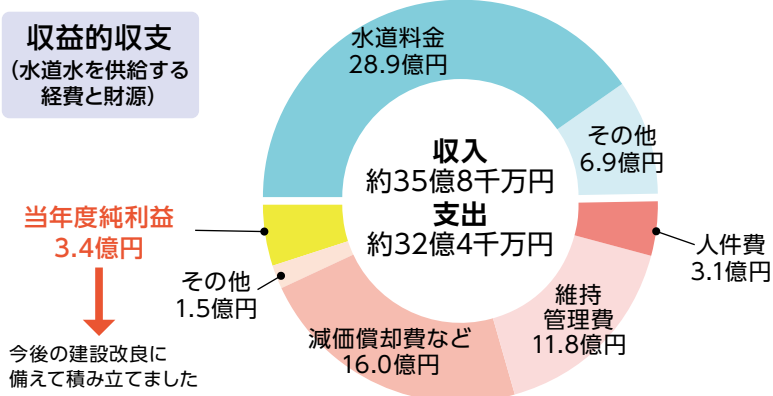
令和6年度決算概要

お問い合わせ

経営企画課 経営管理グループ ☎783-1600

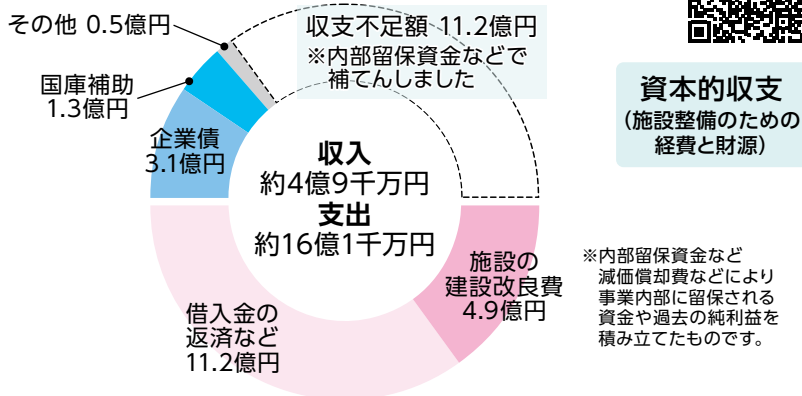
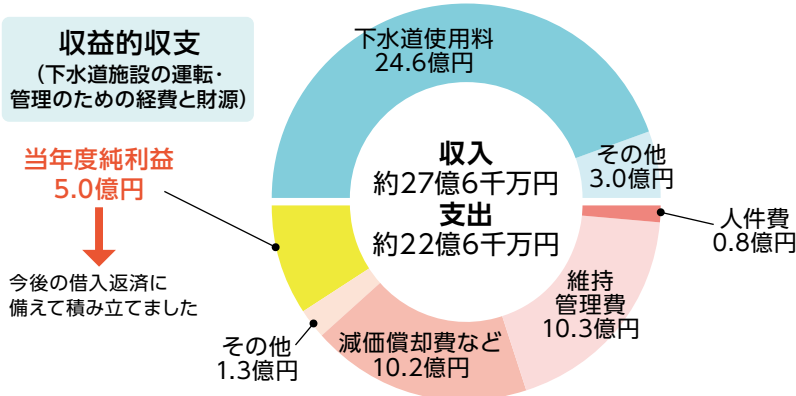
令和6年度「水道事業」決算概要

決算書は局ホームページ「水道事業会計」をご参照ください▶



令和6年度「下水道事業」(汚水) 決算概要

決算書は局ホームページ「下水道事業会計」をご参照ください▶



水質検査のお知らせ

お問い合わせ

浄水課 水質グループ ☎781-8589

浄水課では水道法に定められている水質基準項目（一般細菌など健康に関する項目31項目、亜鉛など性状に関する項目20項目）の水質検査を定期的に行っており、令和6年度も全ての項目で水質基準に適合しています。また、水質管理目標設定項目（農薬、有機フッ素化合物など26項目）、その他（ダイオキシン類など26項目）の水質検査も行っており、異常は認められませんでした。

水質検査結果の詳細はこちらから▶

